

3. 環 境 部

当部は、大気環境、水質環境および有害化学物質等に関する試験検査、それぞれの業務に関する調査研究および研修指導等の業務を実施している。

3. 1 大気・化学物質研究グループ

3. 1. 1 テレメータ常時監視事業

(1) 大気常時測定局における常時監視測定

福井県大気汚染監視テレメータシステムにより県内の大気汚染状況の常時監視を行った（大気汚染防止法第22条に基づく法定受託事務）。

① 測定期間

平成27年4月～平成28年3月

② 測定地点

三国局ほか計29局（大気環境測定車「みどり号」および福井市所管の岡保、吉野、松岡の3局を除いた局数）
(内訳)

- ・一般環境大気測定局（一般局）：23局〔県管理13局、市等管理10局〕
- ・自動車排出ガス測定局（自排局）：3局〔県管理3局〕
- ・発生源監視測定局（発生源局）：3局〔企業管理3局〕

③ 測定項目

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、光化学オキシダント、炭化水素、一酸化炭素、微小粒子状物質、風向・風速、温度・湿度、燃料使用量、排ガス温度、排ガス中硫黄酸化物・窒素酸化物・酸素濃度、発電量

④ 測定結果

環境基準の定められている測定項目の測定結果は、次のとおりであった。

詳細についてはホームページ参照

(<http://www.erc.pref.fukui.jp/tm/>)

・二酸化硫黄 (SO₂)

一般局15局で測定し、全局で環境基準を達成していた。

・浮遊粒子状物質 (SPM)

一般局22局、自排局3局で測定し、全局で環境基準（長期的評価）を達成したが、1局で環境基準（短期的評価）非達成であった。

・二酸化窒素 (NO₂)

一般局18局、自排局3局で測定し、全局で環境基準を達成していた。

・光化学オキシダント (Ox)

一般局13局で測定し、全局で環境基準非達成であったが、光化学オキシダント注意報発令（基準値0.12ppm）には至らなかった。

・一酸化炭素 (CO)

自排局3局で測定し、全局で環境基準を達成していた。

・微小粒子状物質 (PM_{2.5})

一般局8局、自排局1局で測定し、2局で環境基準非達成であったが、県の微小粒子状物質(PM_{2.5})注意喚起マニュアルで定めた基準値（午前5時～7時までの1時間値の平均値80 μ g/m³または午前5時～12時までの1時間値の平均値75 μ g/m³）を超える事例はなかった。

⑤ その他

平成28年3月に市管理一般局2局が廃止された。

(2) 大気環境測定車「みどり号」による測定

平成27年度は、常時監視補完調査を7地点、行政依頼調査を1地点で実施した。

① 測定地点、期間等

- ・大飯郡高浜町宮崎 H27.4.8～5.7 常時監視補完調査
- ・勝山市昭和町 H27.5.8～6.9 行政依頼調査
- ・福井市蒲生町 H27.6.11～7.6 常時監視補完調査
- ・今立郡池田町稻荷 H27.7.8～8.7 常時監視補完調査
- ・大野市朝日 H27.8.10～9.7 常時監視補完調査
- ・福井市美山町 H27.9.8～10.6 常時監視補完調査
- ・南条郡南越前町甲楽城 H27.10.8～11.4 常時監視補完調査
- ・丹生郡越前町大王丸 H27.11.5～12.4 常時監視補完調査

② 測定項目

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（勝山市昭和町・今立郡池田町・福井市美山町・丹生郡越前町のみ）、窒素酸化物、光化学オキシダント、炭化水素、一酸化炭素、風向・風速、温度・湿度

③ 測定結果

丹生郡越前町以外地点では、環境基準値を超える光化学オキシダント濃度を観測したが、注意報発令基準値（0.12ppm）には至らなかった。その他の項目は、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

(3) PM_{2.5}成分分析

PM_{2.5}の地域特性を把握するための成分調査を平成25年度から開始した。平成27年度は、2地点で調査を実施した。

① 調査期間：平成27年5月～平成28年2月

(年4回(14日間/回))

② 調査地点：福井局、神明局

③ 調査項目：質量濃度

炭素成分(OC、EC)

イオン成分(SO₄²⁻、NO₃⁻、Cl⁻、NH₄⁺、Na⁺、K⁺、Mg²⁺、Ca²⁺)

無機元素成分(Na、Al、K、Ca、Sc、Ti、V、Cr、Mn、Fe、Co、Ni、Cu、Zn、As、Se、Rb、Mo、Sb、Cs、Ba、La、Ce、Sm、Hf、W、Ta、Pb、Th)

④ 調査結果：表1のとおり

3. 1. 5 悪臭・騒音・振動防止対策事業

テクノポート福井に立地する事業所の敷地境界線において、県と締結している公害防止協定の遵守状況を確認するため、悪臭および騒音の調査を実施した。また、騒音・振動の測定方法等について、市町職員等に対する技術指導を行った。

(1) 悪臭防止対策事業

- ① 調査時期：平成27年9月
- ② 調査事業所：4事業所
- ③ 調査地点数：8地点（4事業所×2地点）
- ④ 調査項目：硫化水素
- ⑤ 調査結果：協定値を超えた事業所はなかった。

(2) 騒音・振動防止対策事業

- ① 調査時期：平成27年9月、10月
- ② 調査事業所：12事業所
- ③ 調査結果：協定値（65dB）を超えた事業所はなかった。

3. 1. 6 調査研究

- (1) 福井県におけるPOPs動態解明と低減化に関する調査研究（化学物質対策調査研究事業）
(研究内容はⅢ調査研究に掲載)
- (2) PM_{2.5}の環境中挙動と発生源寄与の解明（福井県における越境大気汚染の解明に関する研究事業）
(研究内容はⅢ調査研究に掲載)
- (3) 福井県におけるオキシダント高濃度予測手法の構築
全県的な常時監視が整備された平成14年度以降にOx濃度が90ppb以上となった日およびその前日について、Ox濃度と天候、気圧配置、風向風速、気温等との重回帰分析を行い、Ox濃度と関連の強い因子を抽出した。

3. 1. 7 化学物質環境実態調査（環境省委託：化学物質エコ調査）

環境省では、化学物質による環境汚染の実態を把握するため、昭和54年度から本調査を全国規模で実施しており、当センターも平成元年からこの調査に参加し、平成27年度は、モニタリング調査（水質・底質）を行った。

(1) モニタリング調査

試料を採取し、水質については、BOD他を当センターで測定し、POPs（PCBなど）および底質については分析委託機関で測定した。

- ① 調査期日：平成27年11月
- ② 調査地点：敦賀市 笹の川 三島橋
- ③ 調査媒体：底質、水質（河川水）
- ④ 調査対象：BOD、COD、pH、POPsほか
- ⑤ 検体数：底質3検体、水質1検体
- ⑥ 分析委託機関：一般財団法人 化学物質評価研究機構

3. 1. 8 共同研究への参画

全国環境研議会による第5次酸性雨全国調査（研究目的：東アジアからの影響を含めた広域大気汚染の解明；平成21～27年度）に参画した。

また、国立環境研究所と地方環境研究所が行うⅡ型共同研究「国内における化審法関連物質の排出源及び動態の解明」（平成25～27年度）に参画した。

3. 1. 9 その他

環境省が実施した酸性雨測定分析機関間比較調査に参加し、模擬降水試料を分析した。結果は良好であった。

また、環境省が実施した環境測定分析統一精度管理調査に参加し、模擬大気試料中のアルデヒド類およびPM_{2.5}抽出液試料中のイオン成分を分析した。結果は良好であった。

3. 2 水質環境研究グループ

3. 2. 1 公共用水域常時監視調査

公共用水域の常時監視を「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき実施している。九頭竜川水域、笙の川・井の口川水域、耳川水域、北川・南川水域、北潟湖水域および三方五湖水域の43地点で調査を実施した（表1）。

- ・調査期日：平成27年4月～平成28年3月
- ・調査地点：43地点
- ・調査項目：生活環境項目、健康項目、要監視項目、水生生物保全項目等 53項目
- ・検体数：269検体
- ・分析項目数：2,268項目

生活環境の保全に関する環境基準項目（生活環境項目）について、湖沼における汚濁の代表的指標であるCODについてみると、北潟湖では7地点中4地点で、三方五湖では9地点中3地点で環境基準に不適合であった。

また、湖沼の富栄養化の主因物質である全窒素・全燐についてみると、全窒素は、北潟湖5地点および三方五湖1地点で環境基準に不適合であった。全燐は、北潟湖5地点および三方五湖2地点で環境基準に不適合であった。

人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目26項目）については、環境基準を超過して検出された項目はなかった。

要監視項目については、28地点で3項目を調査した結果、浅水川（天神橋）でエピクロロヒドリンが指針値を超過した。

水生生物保全項目については、30地点で9項目を調査した結果、全亜鉛および直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の2項目が検出された。

その他、植物プランクトンおよび動物プランクトン調査結果については、表2に示した。

3. 2. 2 地下水質監視調査

地下水質の常時監視を「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき平成元年度から毎年実施しており、概況調査、継続監視調査について、福井市（特例市）実施分および民間分析機関委託分を除き、次のとおり当センターで測定した。

- (1) 概況調査
 - ・調査期日：平成27年5月～6月（年1回）
 - ・調査地点：48地区48地点
 - ・調査項目：環境基準項目（揮発性有機化合物12項目）、要監視項目2項目
 - ・検体数：48検体
 - ・分析項目数：596項目

環境基準項目のうち揮発性有機化合物12項目について48地点で調査した結果、1地点でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過したが、新たな汚染井戸ではないと判断されたため、汚染井戸周辺地区調査は実施していない。

また、要監視項目のうちジクロルボス、モリブデンの2項目について10地点で調査したが、いずれも指針値以下であった。

- (2) 継続監視調査
 - ・調査期日：平成27年5月～6月、11月（年2回）
 - ・調査地点：33地区86地点
 - ・調査項目：トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物12項目、砒素、緑水銀、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン

- ・検体数：167 検体
- ・分析項目数：1,617 項目

前年度までに汚染が判明した地区で継続監視調査を実施した結果は、汚染発見時と比較すると、全般的に横ばいか減少傾向にあった。

3. 2. 3 工場排水取締強化事業

平成 27 年度の工場・事業場の排水監視調査は、繊維工業、紙・パルプ・紙加工品製造業、し尿処理施設等の業種・施設を対象に実施した（表 3、4）。

- ・調査期日：平成 27 年 6 月～平成 28 年 2 月
- ・調査数：120 工場・事業場
- ・調査項目：有害物質、生活環境項目等 36 項目
- ・分析項目数：909 項目

その結果、排水基準違反の工場・事業場数は 6 で違反率は 5.0% であった。違反項目は pH、BOD、SS、燐含有量であった。

なお、過去 5 年間の違反率（日間平均値基準違反のおそれを含む。）は、平成 22 年度 6.3%、平成 23 年度 11.3%、平成 24 年度 2.8%、平成 25 年度 7.5%、平成 26 年度 2.6% であった。

3. 2. 4 公共用水域異常時調査

平成 27 年度の魚類のへい死等の公共用水域異常時調査は 5 件であり、その概況は表 5 のとおりであった。

3. 2. 5 産業廃棄物最終処分場対策事業

県内に設置されている産業廃棄物最終処分場等からの浸出水による周縁地域への影響を判断するため、周縁地下水、浸透水、河川水の水質検査を実施した（表 6、7）。

検査項目は、重金属や揮発性有機化合物など水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）等に定める健康項目が 512 項目と最も多く、全体の 95.7% を占めた。

検査の結果、一部項目で基準超過がみられた。

3. 2. 6 夜叉ヶ池における酸性雨影響調査

酸性雨による陸水への影響を把握するため、環境省の委託を受けて実施した。

- ・調査期日：平成 27 年 6 月～10 月（年 4 回）
- ・調査地点：夜叉ヶ池 湖心 1 地点（表層・底層）
- ・調査項目：pH、EC、アルカリ度（pH4.8）、イオン成分、DOC、COD 等 22 項目

- ・検体数：16 検体（水質）

- ・分析項目数：352 項目

3. 2. 7 調査研究

平成 27 年度に実施した調査研究事業は、次のとおりである。

(1) 跡地利用された最終処分場における安定化に関する研究

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を受け、最終処分場跡地に太陽光発電施設を設置する事例が増えている。これまで当センターでは、跡地利用法としてメタン等の発生ガス影響の懸念が少ない太陽光発電所としての利用可能性について検証してきた。本研究では、埋立地に太陽光発電施設を建設した産業最終処分場の埋立層内の状態を、汚水の水質分析とガス発生挙動、各種物理探査等で調査し、これまで蓄積したデータと比較する。これにより、安定化の進行に及ぼす影響を評価するとともに、跡地利用しながら早期安定化を目指す管理手法を探索する。さらに跡地利用と両立する安定化促進技術の開発を目指す。

(2) 水質事故対応時の多項目迅速分析法に関する研究

県内の公共用水域では、年間数件の魚類へい死水質事故が発生しているが、ほとんどの事例について、原因の特定には至っていない。また、このような水質事故への対応は緊急性が求められるが、一般的な分析手法では結果を得るまでに多くの時間と労力を費やす。そこで本研究では、近年開発された最新の分析機器の性能を有効に活用することで、農薬および金属類について簡易的かつ迅速な多項目一斉分析法を確立し、実際の水質事故において適用可能性を評価する。

(3) 湖沼中の難分解性有機物に関する挙動解析

平成 27 年度は休止した。

3. 2. 8 その他

環境省が実施した酸性雨測定分析機関間比較調査に参加し、模擬陸水試料を分析した結果は良好であった。

表2 公共用水域暫時監視プランクトン調査結果（北潟湖、三方五湖）

1. 植物プランクトン優占種

採水地点	調査日	総細胞数(昨年度)	第1優占種		第2優占種		細胞数(%)		第3優占種		細胞数(%)
			細胞数(%)	珪藻	細胞数(%)	珪藻	細胞数(%)	珪藻	細胞数(%)	珪藻	
北潟湖 湖心	8/4	13,167 (1,925)	<i>Cyclotella</i> spp.	珪	6,633 (50%)	<i>Aulacoseira granulata</i>	珪	3,867 (29%)	<i>Microcystis</i> sp.	藍	2,267 (17%)
久々子湖 南部	10/6	10,433 (1,900)	<i>Cyclotella</i> spp.	珪	5,200 (50%)	<i>Microcystis</i> sp.	藍	2,167 (21%)	<i>Lingbya limnetica</i>	藍	1,567 (15%)
水月湖 南部	8/11	13,633 (525)	<i>Lingbya limnetica</i>	藍	11,200 (82%)	<i>Aulacoseira granulata</i>	珪	1,033 (8%)	<i>Cyclorella</i> spp.	珪	1,000 (7%)
三方湖 東部	10/6	2,767 (675)	<i>Aulacoseira granulata</i>	珪	1,433 (52%)	<i>Cyclorella</i> spp.	珪	300 (11%)	<i>Volvox</i> sp.	綠	267 (10%)
水月湖 南部	8/11	31,150 (750)	<i>Lingbya limnetica</i>	藍	29,233 (94%)	<i>Oscillatoria</i> sp.	藍	1,467 (5%)	<i>Aulacoseira granulata</i>	珪	100 (0.3%)
三方湖 東部	8/11	5,267 (600)	<i>Dinobryon</i> sp.	緑	1,333 (61%)	<i>Microcystis</i> sp.	藍	333 (15%)	<i>Lingbya limnetica</i>	藍	167 (8%)
水月湖 南部	10/6	2,183 (1,400)	<i>Volvox</i> sp.	緑	2,500 (47%)	<i>Nitzschia</i> sp.	珪	733 (14%)	<i>Aulacoseira granulata</i>	珪	467 (9%)
三方湖 東部	10/6	5,700 (950)	<i>Nitzschia</i> sp.	珪	2,533 (44%)	<i>Aulacoseira granulata</i>	珪	1,733 (30%)	<i>Microctinium</i> sp.	綠	233 (4%)

(基…茎葉綱、緑…緑藻綱、珪…珪藻綱、輪…輪藻綱)

採水地点	調査日	総個体数(昨年度)	第1優占種		第2優占種		個体数(%)		第3優占種		個体数(%)
			個体数(%)	輪	個体数(%)	輪	個体数(%)	輪	個体数(%)	輪	
北潟湖 湖心	8/4	533 (483)	<i>Brachionus calyciflorus</i>	輪	340 (64%)	<i>Keratella volga</i>	輪	100 (19%)	<i>Asphinctina</i> sp.	輪	47 (9%)
久々子湖 南部	10/6	100 (60)	<i>Nauplius</i> • <i>Copepodid</i>	甲	40 (40%)	<i>Keratella volga</i>	輪	27 (27%)	<i>Cyclopoida</i>	甲	10 (10%)
水月湖 南部	8/11	160 (257)	<i>Nauplius</i> • <i>Copepodid</i>	甲	107 (67%)	<i>Keratella volga</i>	輪	23 (15%)	<i>Daphnia</i> sp.	甲	13 (8%)
三方湖 東部	10/6	390 (390)	<i>Keratella volga</i>	輪	337 (86%)	<i>Nauplius</i> • <i>Copepodid</i>	甲	27 (7%)	<i>Daphnia</i> sp.	甲	7 (2%)
水月湖 南部	8/11	573 (303)	<i>Keratella volga</i>	輪	420 (73%)	<i>Nauplius</i> • <i>Copepodid</i>	甲	90 (16%)	<i>Asphinctina</i> sp.	甲	23 (4%)
三方湖 東部	8/11	1,667 (2,137)	<i>Keratella volga</i>	輪	1,377 (83%)	<i>Nauplius</i> • <i>Copepodid</i>	甲	153 (9%)	<i>Cyclopoida</i>	甲	93 (6%)
水月湖 南部	10/6	193 (453)	<i>Nauplius</i> • <i>Copepodid</i>	甲	100 (52%)	<i>Keratella volga</i>	輪	23 (12%)	<i>Daphnia</i> sp.	甲	20 (10%)
三方湖 東部	10/6	386 (390)	<i>Keratella volga</i>	輪	133 (35%)	<i>Nauplius</i> • <i>Copepodid</i>	甲	90 (23%)	<i>Polyarthra vulgaris</i>	輪	57 (15%)

(輪…輪虫綱、甲…甲殻綱)

表3 工場・事業場排水分析結果

日本標準産業分類による内訳

分類記号	日本標準産業分類		業種	工場・事業場		項目			
	大分類	(中分類)		調査数	違反数	違反率(%)	調査数		
A	A～D	(01～08)	農業、林業、漁業、漁業、採石業、砂利採取業、建設業	7	0	0.0	31	0	0.0
B	E	(09・10)	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	8	0	0.0	33	0	0.0
C	E	(11)	織維工業	17	1	5.9	124	1	0.8
D	E	(12・13)	木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	0	0	-	0	0	-
E	E	(14)	パレット・紙・紙加工品製造業	12	1	8.3	39	1	2.6
F	E	(15)	印刷・同関連業	0	0	-	0	0	-
G	E	(16～20)	化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製造業	8	0	0.0	105	0	0.0
H	E	(21～23)	窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業	3	0	0.0	35	0	0.0
I	E	(24)	金属製品製造業	10	0	0.0	119	0	0.0
J	E	(25～32)	機械器具製造業、その他の製造業等	9	1	11.1	158	1	0.6
K	F	(33～36)	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	8	1	12.5	56	1	1.8
L	G～K	(37～70)	情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業等	0	0	-	0	0	-
M	L	(71～74)	学術研究、専門・技術サービス業	1	0	0.0	15	0	0.0
N	M	(75～77)	宿泊業、飲食サービス業	3	0	0.0	16	0	0.0
O	N	(78～80)	生活関連サービス業、娯楽業	2	0	0.0	20	0	0.0
P	O・P	(81～85)	教育・学習支援業、医療・福祉	2	0	0.0	10	0	0.0
Q	Q	(86・87)	複合サービス事業	0	0	-	0	0	-
R	R	(88～96)	サービス業(他に分類されないもの)	27	2	7.4	135	2	1.5
S	S	(97・98)	公務(他に分類されるものを除く)	0	0	-	0	0	-
T	T	(99)	分類不能の産業	3	0	0.0	13	0	0.0
			合 計	120	6	5.0	909	6	0.7

表4 工場・事業場排水分析結果

項目／分類記号	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	合計
pH	0 / 7	0 / 9	0 / 20	/	1 / 12	/	0 / 9	0 / 2	0 / 6	1 / 10	0 / 7	/	0 / 1	0 / 3	0 / 2	0 / 2	/	1 / 26	/	0 / 3	3 / 119
BOD・COD	0 / 7	0 / 9	0 / 19	/	0 / 12	/	0 / 9	0 / 2	0 / 6	0 / 10	1 / 8	/	0 / 1	0 / 3	0 / 2	0 / 2	/	0 / 26	/	0 / 3	1 / 119
SS	0 / 7	0 / 9	1 / 19	/	0 / 12	/	0 / 9	0 / 2	0 / 6	0 / 10	0 / 7	/	0 / 1	0 / 3	0 / 2	0 / 2	/	0 / 26	/	0 / 3	1 / 118
窒素含有量	0 / 5	0 / 3	0 / 3	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 2	0 / 2	/	0 / 2	0 / 1	0 / 2	0 / 2	/	0 / 8	/	0 / 2	0 / 33
燐含有量	0 / 5	0 / 3	0 / 3	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 2	0 / 1	/	0 / 2	0 / 1	0 / 2	0 / 2	/	1 / 8	/	0 / 2	1 / 32
n-キサン抽出物質	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
フェノール類	/	/	/	/	0 / 1	/	/	0 / 1	/	0 / 1	/	/	0 / 1	/	/	/	0 / 1	/	0 / 1	/	0 / 3
銅	/	/	/	/	0 / 1	/	/	0 / 4	0 / 1	/	/	/	/	/	/	0 / 1	/	0 / 1	/	0 / 7	
亜鉛	/	/	/	/	0 / 1	/	0 / 1	0 / 2	0 / 1	/	/	/	/	/	0 / 1	/	0 / 1	/	0 / 1	0 / 6	
溶解性鉄	/	/	/	/	0 / 1	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	/	/	/	0 / 1	/	/	0 / 1	/	0 / 1	/	0 / 4	
溶解性マンガン	/	/	/	/	0 / 1	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	/	/	/	0 / 1	/	/	0 / 1	/	0 / 1	/	0 / 4	
クロム	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 4	0 / 2	0 / 1	/	/	/	/	0 / 1	/	0 / 1	/	0 / 10	/	
カドミウム及びその化合物	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	/	0 / 1	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 4	
シアノ化合物	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 5	0 / 1	0 / 1	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 10	
鉛及びその化合物	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 6	0 / 1	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 11	
六価クロム化合物	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 7	0 / 2	0 / 1	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 13	
砒素及びその化合物	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 2	0 / 1	0 / 1	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 7	
総水銀	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 5	
アルキル水銀	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 1	/	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 11	
PCB	/	/	0 / 60	/	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	/	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 2	
揮発性有機化合物(*)	/	/	/	/	0 / 60	0 / 12	0 / 60	0 / 84	0 / 12	0 / 12	0 / 12	0 / 12	0 / 12	0 / 12	0 / 12	0 / 12	0 / 12	0 / 24	0 / 24	0 / 336	
セレン及びその化合物	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 4	
ほう素及びその化合物	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 2	0 / 1	0 / 7	0 / 6	0 / 2	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 21	
ふつ素及びその化合物	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 3	0 / 6	0 / 5	0 / 2	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 20	
アンモニア、アソモニアム化合物及び硝酸化合物	/	/	/	/	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 2	0 / 1	0 / 10	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 21	
違反項目数	0 / 31	0 / 33	1 / 124	/	1 / 39	/	0 / 105	0 / 35	0 / 119	1 / 158	1 / 56	/	0 / 15	0 / 16	0 / 20	0 / 10	/	2 / 135	/	0 / 13	6 / 909
測定項目数	0 / 7	0 / 8	1 / 17	/	1 / 12	/	0 / 8	0 / 3	0 / 10	1 / 9	1 / 8	/	0 / 1	0 / 3	0 / 2	0 / 2	/	2 / 27	/	0 / 3	6 / 120
合計	0 / 31	0 / 33	1 / 124	/	1 / 39	/	0 / 105	0 / 35	0 / 119	1 / 158	1 / 56	/	0 / 15	0 / 16	0 / 20	0 / 10	/	2 / 135	/	0 / 13	6 / 909
調査工場・事業場数	0 / 7	0 / 8	1 / 17	/	1 / 12	/	0 / 8	0 / 3	0 / 10	1 / 9	1 / 8	/	0 / 1	0 / 3	0 / 2	0 / 2	/	2 / 27	/	0 / 3	6 / 120

(*) 検査性有機化合物：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタノール、1,1,2-トリクロロエタノール、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン

表5 公共用水域異常時調査結果

調査日	河川名	市町名	検体数		分析項目数	死原因等
			河川水等	魚体		
27.7.27	片川	坂井市	1	1	12	不明
27.8.28	御清水川	越前市	3	11	12	不明
27.10.22	片川	坂井市	1	2	12	不明
28.1.14	御清水川	越前市	3	15	13	不明
28.3.16	排水路	鯖江市	2	9	16	アルカリ水による疑い

表6 産業廃棄物に関する検体数および項目数

対象	検体数	項目数	備考(基準・測定項目等)
地下水	17	233	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)別表第2
浸透水	9	243	
河川水	2	59	水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表1および2
合計	28	535	

表7 産業廃棄物に関する試験項目

項目	産業廃棄物最終処分場等			合計
	地下水	浸透水	河川水	
生活環境項目	0	18	5	23
健康項目	233	225	54	512
合計	233	243	59	535

注) 生活環境項目 pH、BOD、COD、SS、DO

健康項目 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン